

技術基準適合証明手数料

- (1) 免許不要局：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号)
- (2) 包括免許対象局(特定無線局)：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号)
- (3) その他：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号)

上記(1)～(3)共通

- a) 基本料 : 80,000 円
(SAR 評価を行う場合は、基本料金に 20,000 円を加算します。また変更申込の場合の基本料は、30,000 円とします。)
 - b) 申込設備を提出しない場合の技術書類評価料 : 20,000 円/1 台
 - c) 証明ラベル費用 : 10,000 円(原版代) + 20 円/1 枚
- 1) 当社事務所以外の場所で適合証明の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して1時間あたり 5,000 円(1 時間未満は切り上げ)を、また、証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を上記の額に加算します。
 - 2) 技術基準適合証明書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。
 - 3) SAR の試験を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算します。
 - 4) アンテナ一体型試験法による場合は、その難易度に応じて試験費用を加算します。(基本費用は 10 万円)
 - 5) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は技術書類評価を行った台数に相当する手数料を申し受けます。
 - 6) アンテナ放射パターン等の測定が必要な場合は、4)項を適用します。
 - 7) 機器により試験費用を追加します(難易度により基本費用 10 万円～)。送受信機の数(異なる周波数帯域等の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。(追加基本費用は、1 モード 5 万円)
 - 8) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は 7)を適用します。令和元年総務省令第 27 号を適用し、W52、W53、W56 のすべてのチャンネルを有する場合も同様です。
 - 9) 証明ラベルは、簡易な耐水シールでの作成となります。
 - 10) キャリアセンス機能の試験のうち動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、難易度に応じて金額を加算します。基本費用は以下の額を加算します。
 - 5GHz 帯小電力データ通信システムの場合、20 万円(マスター)/15 万円(スレーブ)
 - 5.6GHz 帯小電力データ通信システムの場合、30 万円(マスター)/15 万円(スレーブ)
 - 11) 振動試験が必要な場合は、別途時間、モードに応じ金額を加算します。(基本料金は 10 万円)
 - 12) 複合無線設備(一つの筐体の中に種別が異なる複数の無線設備を持つもの)の場合の証明料金は、種別ごとに基本料の額の 1/2 を加算した額とします。

注 1: 技術基準適合証明の 1 回の申込台数は 500 台までです。

注 2: 適合証明手数料 = a) 基本料 + b) 技術書類評価料 + c) 証明台数のラベル費用 + 1)～11) 特性試験手数料等

注 3: 対向機は申込者にてご準備して頂きます。

工事設計認証手数料

- (1) 免許不要局：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号)
- (2) 包括免許対象局(特定無線局)：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号)
- (3) その他：(電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号)

上記(1)～(3)共通

- | | |
|------------------------|-------------|
| a) 新規申込の場合の基本料金 | : 200,000 円 |
| b) 変更申込の場合の基本料金(注*1) | |
| ①送受信機の RF 部等への変更 | : 150,000 円 |
| ②軽微な変更申込 | : 80,000 円 |
| ③製造場所の変更申請 | : 60,000 円 |
| ④型式又は名称、製造者(申請者)名の変更申請 | : 30,000 円 |

- 1) 機器により試験費用を加算します(難易度により基本費用 10 万円～)。送受信機の数が 2 台(異なる周波数帯域等の場合を含む)以上のときは、試験モードに応じて試験費用を加算します。(基本費用は 1 モード 7 万円)
- 2) 複合無線設備(一つの筐体の中に種別が異なる複数の無線設備を持つもの)の場合の認証料金は、種別ごとに基本料金手数料の額の 1/2 を加算した額とします。
- 3) 当社事務所以外の場所で認証の業務を行った場合の経費については、証明員派遣費として当社事務所からその場所への移動に要した時間数に対して 1 時間あたり 5,000 円(1 時間未満は切り上げ)を、また、証明員の旅費として当社の定める旅費規程に基づいた額を上記の額に加算します。
- 4) 工事設計認証書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。
- 5) SAR の試験/評価を行う場合は、試験モード等を考慮し必要費用を加算し、認証費用は 2 万円を加算します。
- 6) アンテナ一体型試験法による場合は、その難易度に応じて試験費用を加算します。(基本費用は 10 万円)
- 7) 申込の取下げがあった場合は、基本料金及び既に試験又は審査が開催されていたときは、それまでに試験又は技術書類評価を行った台数に相当する手数料を申し受けます。
- 8) アンテナ放射パターン等の測定が必要な場合は、6)項を適用します。
- 9) 同一種別であった場合でも、別モード、別チャンネルの試験が必要な場合は 1)を適用します。
- 10) キャリアセンス機能の試験のうち動的周波数選択(DFS)機能の試験を行なう場合には、難易度に応じて金額を加算します。基本費用は以下の額を加算します。
 - 5GHz 帯小電力データ通信システムの場合、20 万円(マスター)/ 15 万円(スレーブ)
 - 5.6GHz 帯小電力データ通信システムの場合、30 万円(マスター)/ 15 万円(スレーブ)
- 11) 振動試験が必要な場合は、別途時間、モードに応じ金額を加算します。(基本料金は 10 万円)
- 12) 令和元年総務省令第 27 号を適用し、W52、W53、W56 のすべてのチャンネルを有する場合は、2 種と見做し 2)を適用します。

注*1: 附属書 12 で記載した、変更申込区分です。

注 2: 対向機は申込者にてご準備して頂きます。